

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第22条関係）

種別	公園名	沖縄県総合運動公園	中城公園	浦添大公園	首里城公園	バナナ公園
公園施設	陸上競技場 補助競技場 蹴球場 庭球場 体育館 水泳プール 屋内運動場 オートキャンプ場	管理事務所会議室	南エントランス管理事務所 多目的室	駐車場	多目的お祭り広場	
備品	規則で定める物					

別表第4中

レクリエーションプール	5月1日から6月30日まで（土曜日、日曜日、祝日法第3条に規定する休日及び慰霊の日以外の日を除く。）及び7月1日から9月30日まで（火曜日を除く。）	午前9時から午後6時30分まで	を
-------------	--	-----------------	---

レクリエーションプール	5月1日から6月30日まで（土曜日、日曜日、祝日法第3条に規定する休日及び慰霊の日以外の日を除く。）及び7月1日から9月30日まで（火曜日を除く。）	午前9時から午後6時30分まで	
-------------	--	-----------------	--

管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
南エントランス管理事務所多目的室		

に

改める。

別表第6第1項第1号中

会 議 室	800 円	800 円	1,600 円	230 円	
放 送 室	2時間につき			610円	備付けの放送設備のすべての利用を含む。
照 明 設 備	全 点 灯	1時間につき		2,570円	専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき		1,280円	
シ ャ ワ ー	1人1回につき			100円	

を

記 者 室	1時間につき		2,130円		
運 営 本 部 室	1時間につき		2,070円		
会 議 室	800 円	800 円	1,600 円	230 円	
中継スタッフ控室	1時間につき		1,400円		
特 別 室	1時間につき		1,340円		
放 送 室	2時間につき			610円	備付けの放送設備のすべての利用を含む。

カメラン室		1時間につき	1,320円	
ドーピングコントロール室		1時間につき	640円	
審判室		1時間につき	560円	
記録室		1時間につき	220円	
照明設備	全点灯	1時間につき	25,070円	専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき	12,530円	
	4分の1点灯	1時間につき	6,260円	
	8分の1点灯	1時間につき	3,130円	
大型映像装置		1時間につき	10,920円	備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。
シャワー		1人1回につき	100円	

に改め、同項

中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 管理事務所会議室

区分	基準額	備考
専用利用の場合	1時間につき 330円	

(10) 南エントランス管理事務所多目的室

区分	基準額	備考
専用利用の場合	1時間につき 370円	

別表第6の備考を次のように改める。

備考

- 1 次の者からは利用料金を徴収しない。
 - (1) 3歳未満の者
 - (2) レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児
- 2 電気を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

沖縄県総合運動公園等に新たな有料公園施設を整備することに伴い、その利用料金の基準額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。